

軽自動車などの廃車や名義変更、住所変更の手続きはお早めに

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在に課税台帳に登録されている所有者に課税されます。実際は所有していても、廃車や名義変更などの手続きが完了していないと、いつまでも軽自動車税種別割が課税されてしまいます。次に該当する人は必ず手続きをしてください。

手続きが必要な人

- ①現在、車を所有しておらず、廃車の手続きをしていない人
- ②転入や転出をして車の住所変更をしていない人
- ③車を友人や知人に譲渡して名義変更をしていない人



車種別の問い合わせ

区分	お問い合わせ先	必要な持ち物
原動機付き自転車 (~125cc以下)	御前崎市役所 税務課 ☎0537⑤1114	<ul style="list-style-type: none"> ●廃車…ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類 ●名義変更… 【未廃車の場合】ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、本人確認書類 【廃車済みの場合】廃車証明書、譲渡証明書、本人確認書類 ●相続…本人確認書類
小型特殊自動車 (トラクター、フォークリフトなど)		
ミニカー		
軽二輪車 ※ (126cc~250cc以下)	静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2052	<ul style="list-style-type: none"> ●詳細は静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所へお問い合わせください。
小型自動二輪 ※ (250ccを超えるもの)		
軽自動車 ※ (660cc以下の三・四輪車)	軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所 ☎050(3816)1777	<ul style="list-style-type: none"> ●詳細は軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所へお問い合わせください。

※モーターズなどが手続きを代行してくれる場合があります。

照 会 税務課 ☎0537⑤1114

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を給付します

内 容 対象となる世帯に10万円を給付

対象者

- ①住民税非課税世帯
 令和3年12月10日時点で、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯(生活保護受給者を含む)
- ②家計急変世帯
 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和3年1月~令和4年9月までのいずれかの1カ月の収入が「住民税非課税相当」の収入となった世帯

※詳細は照会先へ連絡していただくか、市のホームページを確認してください。

給付手続き

- ①住民税非課税世帯
 2月中旬に順次、該当と思われる世帯に市から通知を発送。同意確認後に振り込み。
- ②家計急変世帯
 令和4年3月1日~9月30日までの間に、対象者が市に受給を申し出。審査の結果、対象と認められた世帯に振り込み。

対象となる収入の目安額

世帯人数	年収目安額(万円)
1人	93.0
2人	137.8
3人	168.0
4人	209.7
5人	249.7

照 会 福祉課 給付金専用ダイヤル ☎0537②5157